

くらし・相談



国民年金保険料の追納

問・申日本年金機構

六日町年金事務所

☎716・0800

国民年金保険料の免除や猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めた場合と比べて、老齢基礎年金の受給額が少なくなります。しかし、免除や猶予期間中の保険料を後から納付（追納）することで、将来受け取れる年金額を増やすことができます。

注意点

- ・10年以内の免除などを受けた期間が対象です。原則古い期間の保険料から追納します。
- ・猶予や免除を受けてから、2年が経過した保険料の追納には加算額がかかります。
- ・一部免除を受けた期間で、免除されていない一部の保険料を納付していない場合は、未納期間となるため追納できません。

すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

持本人確認書類

※申請の方法など詳しくは、お問い合わせください

国民年金の高齢任意加入ができます

問・申日本年金機構

六日町年金事務所

☎716・0800

問市民課 国保年金係

☎773・6661

60歳になった時点で、国民年金の納付月数が480月（40年）に到達していない人、または老齢基礎年金受給要件（120月以上の納付）を満たしていない人は、60歳になった月から65歳になる月の前月まで、国民年金に任意加入して保険料を納めることで、それぞれ老齢基礎年金を満額に近づける、または受給権を確保することができます。

対 厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰り上げ受給をしていない人

納付方法 原則口座振替

持 本人確認書類、振替口座の通帳と届出印

他 受給要件に満たない人は、特例により70歳になるまで

（受給要件を満たすまでの間、任意加入ができます。※申込みより前にさかのぼって加入はできません。詳しくは、お問い合わせください）

マイナンバーカードの申請、交付などの時間外・日曜窓口

問市民課 市民班

☎773・6661

時間外窓口（次の水曜日）

9月6日、13日、20日、27日、10月11日

午後5時15分～7時30分

日曜窓口

9月10日、24日、10月15日

午前9時～11時30分

受付窓口 市民課

申 申請や更新手続きは予約不要。交付は、原則3日前まで受付専用電話（☎788・1780）でお申し込みください。

持

- ・通知カード（ある人）
- ・顔写真付きの本人確認書類
- ・1点（運転免許証、旅券、身体障害者手帳など）
- ・その他の本人が確認できる

書類1点（健康保険証、年金手帳、氏名と生年月日記載の診察券など。顔写真付きの書類がない場合は2点）

個人番号カード交付通知書（交付時のみ）

他 顔写真は窓口で無料撮影します。

住民票、戸籍などの事務は行いません。

マイナポイントの申込期限は9月30日（土）です

対象の人は至急お申し込みください。

対 2月末までにマイナンバーカードを申請した人

※月末に近づくほどポイント申込みサイトへのアクセスが集中し、通信がつながりにくくなることが予想されます。カードを受け取っていない人はお急ぎください

他 マイナポイント事業について、詳しくは総務省ウェブサイトでご確認ください

マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120・95・0178）にお問い合わせください。

くらしの無料法律相談会

問・申市民課 市民班

☎773・6661

日10月4日（水）

午後1時30分～4時

（最終受付 午後3時30分）

会ふれ愛支援センター2階

多目的ホールほか

相談内容

- ・土地・建物の売買、相続、抵当権の設定、登記の問題
- ・土地の境界の問題
- ・会社の設立、役員変更など
- ・法人登記の問題
- ・戸籍・国籍の問題
- ・地代、家賃などの問題
- ・農地関係、土地建物の貸借
- ・社会保険、労務、年金関係
- ・家庭内、親族間、近隣間のもめごと、不当な差別など
- ・人権の問題
- ・金銭の貸借、保証、多重債務などの問題
- ・弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、人権擁護委員
- ・不要。直接会場まで。
- ・※弁護士への相談は市民課に予約が必要です。定員は5人（先着順。1人30分程度）